

# 社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会虐待防止・身体拘束適正化に関する指針

令和4年7月6日決定

## 1 基本的な考え方

社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会は、利用者の人権を擁護し、虐待の防止、虐待の早期発見、早期対応、再発防止及び身体拘束の適正化を図るため、その適切な対応についての推進に努めるものとする。

## 2 虐待の定義

- (1) 利用者の身体に外傷を生じ、又は生じる恐れがある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。(身体的虐待)
- (2) 利用者に対しいせつな行為をすること、または利用者に対しいせつな行為をさせること。(性的虐待)
- (3) 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的な言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。(心理的虐待)
- (4) 利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、他の利用者による1から3までに掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。(介護放棄・ネグレクト)
- (5) 利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。(経済的虐待)

## 3 身体拘束の定義

- (1) 徘徊又は、ベッド等から転落しないように車椅子や椅子及びベッドに身体をひも等で縛ること。
- (2) 立ち上がる能力のある人に、立ち上がりを妨げるような椅子を使用すること。
- (3) 脱衣やおむつ外しを制限するために、つなぎ服を着せること。
- (4) 皮膚をかきむしらないように、手指機能を制限する手袋をつけること。
- (5) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させること。
- (6) 自分の意思であける事の出来ない居室等に隔離すること。
- (7) その他利用者の意思に反し、又は利用者の意思が確認出来ないまま行われる行動制限のための行為。

### 【身体拘束を行うやむを得ない場合の判断基準】

- (1) 利用者本人、又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。(切迫性)
- (2) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に方法がないこと。(非代替性)
- (3) 身体拘束その他の行動制限が一時的であること。(一時性)

※ (1) から (3) の要件をすべて満たし、その判断は複数の者により行う。

## 4 組織

虐待防止等の責任主体を明確にするため、虐待防止等責任者、虐待防止等担当者を選任する。また、その職務を調査及び審議し、その実効を高めるため、虐待防止等委員会を設置し、年2回以上開催する。

## 5 虐待防止等のための職員研修

虐待防止等のための職員研修を原則1回および職員採用時に実施する。研修内容は、基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき権利擁護及び虐待防止を徹底する。研修の実施内容については、研修資料、出席者等の記録を残す。

## 6 虐待等が発生した場合の対応方法

虐待等が発生した場合には、速やかに行政に報告するとともに、その原因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。また、緊急性の高い事案の場合には、行政及び警察等の協力を仰ぎ、利用者の権利と生命の保全を優先する。

## 7 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や所長等への報告を行う。

虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した職員は、所長及び行政市に第一報として報告を行うとともに、所長が本人、家族等に誠意をもって対応し、虐待等の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行う旨を伝えることとする。

所長は、虐待防止等委員会で議論した虐待等の実態、経緯、背景、再発防止策等を本人、家族及び行政に報告する。

## 8 成年後見制度の利用支援

成年後見制度の利用を必要とする人が適切に利用できるよう、成年後見支援センター等と連携し適切な説明や助言等を行う。

## 9 虐待等に係る苦情解決方法

虐待等に係る苦情が生じた場合、誠意をもって対応するとともに、苦情解決に関する委員会に諮るとともに、行政、長野県福祉サービス運営適正化委員会、長野県国民健康保険団体連合会においても苦情を受け付けている旨を本人、家族等に伝える。

## 10 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページに掲示する。

## 11 その他

5に定める研修の他、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等に積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。